

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によつて、広島市から、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画（西風新都石内東地区、商工センター食品工業・印刷団地地区、広島市民球場周辺地区）の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市局都市政策課において縦覧に供する。

平成二十三年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦